

1F6 - 1 福島第一原子力発電所 6 号機 - シュラウドヘッドボルト

1 . 事案の概要

- ・第 7 回定期検査期間中(昭和 63 年 2 月～同年 8 月)の自主点検(GE 社に委託)において、シュラウドヘッドボルト 36 本のうち 20 本にひび等が発見されたため、これらすべてを新品(新設計品)と取り替え、これを国に情報提供として連絡した。
- ・第 8 回定期検査期間中(平成元年 9 月～平成 2 年 3 月)には、前回ひび等が発見されなかった 16 本について取替工事を実施した。
- ・これらの工事は工事計画の認可・届出の不要なものであった。
- ・以上により、本事案に関して不適切な点は認められない。

2 . 調査の端緒

平成 14 年 6 月、当社は GE 社から以下の件について情報提供を受けた。

福島第一原子力発電所 6 号機のシュラウドヘッドボルトについて、昭和 63 年 3 月に点検を行い、ひび等が発見したため、第 7 回定期検査及び第 8 回定期検査期間中に取替工事を行った。

この件に関し、東電が国に報告したか、またそもそも報告すべきなのかは GE 社は知らない。

3 . 調査をもとに認定した事実

(1) シュラウドヘッドボルトの点検と取り替え

昭和 62 年 3 月、第 7 回定期検査期間中の自主点検(GE 社に委託)においてシュラウドヘッドボルト全 36 本に対し、UT 検査を実施したところ、20 本にひび等が発見された。

ひび等が発見された 20 本のシュラウドヘッドボルトについては、同一定期検査期間中に新品(新設計品)への取替工事を実施した。

上記取替工事は、工事計画書記載事項の性能や強度に影響を及ぼすものではなく、工事計画の認可・届出は不要であると判断した。

GE 社からは、「ひび等の発見されなかった残り 16 本については、今後の時間の経過に伴い、ひび等の発生は予想される。したがって、今後とも適当な間隔で検査を行い、その結果に応じた処置を行うことが推奨される」との指摘があった。

当社は、本件について国に情報提供として連絡した。

(2) 予防保全としての取り替え

第 8 回定期検査期間中に、前回ひび等が発見されなかった 16 本のシュラウ

ドヘッドボルトを新品（新設計品）と取り替えた。なお、前述のとおり、工事計画の認可・届出は不要と判断した。

4．安全性に関する判断

（1）当時の判断

昭和63年当時、ひび等が存在したシュラウドヘッドボルト20本は、第7回定期検査期間中にすべて取替済みであり、その他のボルトにはひび等がなかったため、運転を継続しても安全上の問題はない。なお、平成元年の第8回定期検査において、前回定期検査でひび等が発見されなかった残りの16本の取り替えも実施している。

（2）現時点の判断

当時存在したシュラウドヘッドボルトはすべて、新品（新設計品）に取替済みで、安全上の問題はない。

5．本事案の問題点とその背景等

本事案に関して、不適切な点は認められない。

福島第一 6号機 シュラウドヘッドボルト

